

<b>交渉情報</b>	<b>NO.100</b>	日本郵便信越支社 経営管理本部総務・人事部
JP労組信越地方本部	2021年3月25日	添付資料:2枚

## 第2次基本給是正の実施漏れ等の発生について

日本郵便（株）信越支社 経営管理本部総務・人事部長は、3月25日（木）「第2次基本給是正の実施漏れ等の発生」について地方本部に説明してきました。

標記経緯は、2020年8月、人事関係規程類の改正（2020.4.1付）に基づく「育児休業等による昇給の遅れの緩和」を実施するにあたり、過去に育児休業を取得した社員について、人事記録で残存号俸の確認をしていたところ、基本給是正および調整昇給の実施が漏れている社員が5名判明した。また、その際、出力したデータにおける減号俸を有する対象者全員の人事記録を確認したところ、他にも基本給是正が必要な社員が判明したため、清算を実施するものです。

詳細については、別紙支社資料を参照してください。

1. 更生実施対象者数および精算金額等（所属局別の対象者数は別紙のとおり）
  - 34名（退職者2名を含む）
  - 総額 4,288,221円（4月月例給与で精算予定）
  - （最高金額 1,400,778円 最低金額 19,665円 最長更生期間 8年）
  
2. 発生と原因
  - （1）対象者データ等の確認不足
  - （2）規程類の誤解釈
  
3. 対象者への説明等
  - （1）単マネ局対象者については、3月30日（火）までに管理者から該当社員への説明および俸給是正の発令を実施する。
  - （2）エリマネ局対象者については、3月30日（火）までに管理者立会の下、損益・人事担当調整役から当該社員への説明及び俸給是正の発令を実施する。
  
4. 再発防止策
  - （1）今回人事記録の確認に基づき減号俸を有していることを確認した社員をリスト化し、実施年度に総合人事情報システムから出力した対象者データと突合し、減号俸を有している社員の減号俸の解消状況および保有減号俸数を確認し、毎

年リストの更新および現行化を行う。

(2) 第2次基本給是正の作業手順を作成・見える化し、複数名で実施漏れがないか確認する。

地本は、再発防止策を徹底すること、対象者に対しては精算することに至った経緯および発生の原因を丁寧に説明して理解を得ること、また、退職者2名については、訪問のうえ説明することですとしました。

【労使対応】 支部窓口